

新旧対照条文

◎障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（法第四十四条の特例に係る認定申請）</p> <p>第八条の三 法第四十四条第一項の認定の申請は、厚生労働大臣の定める様式による申請書を管轄公共職業安定所（同項に規定する親事業主（以下「親事業主」という。）に係るものをいう。第八条の五第一項において同じ。）の長に提出して行うものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（法第四十五条第一項の厚生労働省令で定める特殊の関係にあるもの）</p> <p>第八条の四 法第四十五条第一項に規定する厚生労働省令で定める特殊の関係にあるものは、同項に規定する特定の株式会社（親事業主の子会社（法第四十四条第一項に規定する子会社をいう。以下同じ。）を除く。）の意思決定機関を支配している者をいう。</p> <p>（法第四十五条の二の特例に係る認定申請）</p> <p>第八条の六 法第四十五条の二第一項の認定の申請は、厚生労働大臣の定める様式による申請書を管轄公共職業安定所（同項に規定する関係</p>	<p>（法第四十四条の特例に係る認定申請）</p> <p>第八条の三 法第四十四条第一項の認定の申請は、厚生労働大臣の定める様式による申請書を管轄公共職業安定所（同項に規定する親事業主（第八条の四第一項において単に「親事業主」という。）に係るものをいう。第八条の五第一項において同じ。）の長に提出して行うものとする。</p> <p>2 （略）</p> <p>（法第四十五条第一項の厚生労働省令で定める特殊の関係にあるもの）</p> <p>第八条の四 法第四十五条第一項に規定する厚生労働省令で定める特殊の関係にあるものは、同項に規定する特定の株式会社（親事業主の子会社（法第四十四条第一項に規定する子会社をいう。）を除く。）の意思決定機関を支配している者をいう。</p>

親事業主（以下「関係親事業主」という。）に係るものをいう。）の長に提出して行うものとする。

2 前項の申請書には、厚生労働大臣の定める様式による書面を添付するものとする。

（法第四十五条の三の特例に係る認定申請）

第八条の七 法第四十五条の三第一項の認定の申請は、厚生労働大臣の定める様式による申請書を管轄公共職業安定所（同項に規定する特定組合等（以下「特定組合等」という。）に係るものをいう。）の長に提出して行うものとする。

2 前項の申請書には、厚生労働大臣の定める様式による書面を添付するものとする。

（事業協同組合等）

第八条の八 法第四十五条の三第二項の厚生労働省令で定める事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 事業協同組合
- 二 水産加工業協同組合
- 三 商工組合
- 四 商店街振興組合

第十六条 （略）

2 次の各号に掲げる事業主に対して調整金を支給する場合には、法第五十条第四項の規定により、当該各号に定める事業主に対して調整金の額を分割して支給することができる。ただし、その支給する事業主

第十六条 （略）

の数は、十以内とする。

一 親事業主 親事業主、子会社及び法第四十五条第一項に規定する関係会社

二 関係親事業主 関係親事業主及び法第四十五条の二第一項に規定する関係子会社

三 特定組合等 特定組合等及び法第四十五条の三第一項に規定する特定事業主

(在宅就業障害者特例調整金の支給)

第三十五条 (略)

2・3 (略)

4 第十六条第二項の各号に掲げる事業主について前項の規定の適用がある場合においては、第十六条第二項の規定を準用する。この場合において、「調整金を支給する」とあるのは「調整金の額と在宅就業障害者特例調整金の額とを合計した額（以下この項において「合計額」という。）を支給する」と、「調整金の額」とあるのは「合計額」と読み替えるものとする。

(権限の委任)

第四十六条 (略)

2 法第四十四条（第四十五条の二第五項において準用する場合を含む。）、第四十五条、第四十五条の二第一項、第四十五条の三第一項及び第六項、第四十六条第一項、第五項（法第四十八条第六項において準用する場合を含む。）及び第六項並びに第四十八条第五項に規定する厚生労働大臣の権限は、都道府県労働局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

(在宅就業障害者特例調整金の支給)

第三十五条 (略)

2・3 (略)

(権限の委任)

第四十六条 (略)

2 法第四十四条、第四十五条、第四十六条第一項、第五項（法第四十八条第六項において準用する場合を含む。）及び第六項並びに第四十八条第五項に規定する厚生労働大臣の権限は、都道府県労働局長に委任する。ただし、厚生労働大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

3・4 (略)

附則

(在宅就業障害者特例報奨金の支給)

第三条の二 (略)

2・3 (略)

4 第十六条第二項の各号に掲げる事業主について前項の規定の適用がある場合においては、第十六条第二項の規定を準用する。この場合において、「調整金を支給する」とあるのは「報奨金の額と在宅就業障害者特例報奨金の額とを合計した額（以下この項において「合計額」という。）を支給する」と、「調整金の額」とあるのは「合計額」と読み替えるものとする。

3・4 (略)

附則

(在宅就業障害者特例報奨金の支給)

第三条の二 (略)

2・3 (略)